

指導行政のポイント

起立命令と“思想・信条の自由”

菱村 幸彦

さる7月16日、横浜地裁において忠誠義務不存在確認訴訟について原告の訴えを棄却する判決が出された。「忠誠義務不存在確認訴訟」とは、また大げさな名前だが、それはこんな事件である。

最高裁判決を踏襲した横浜地裁

神奈川県立学校の教職員135人は、教育委員会や校長が卒業式・入学式の国歌斉唱時に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命令するのは、思想・信条の自由を侵害するものだとして、国旗国歌への忠誠義務の不存在を確認する訴訟を提起した。これに対し、横浜地裁は、次のように判示して、教職員の訴えを全面的に退けた。

- (1) 起立斉唱命令は、通常期待される儀礼的な行為を求めるもので、特定の思想を強制し、または禁止したり、特定の思想の有無について告白を強要したりするものではない。
- (2) 公務員は、上司の職務上の命令に忠実に従うべき義務を有しており、教員は、校長の起立斉唱命令に従うべき義務を負う。また教員には、学習指導要領の国旗・国歌条項にのっとった指導をする義務がある。

判決のポイントは、起立斉唱命令が、思想・信条の自由の侵害にならないとした点であるが、この判断は、最高裁判決（平成19年2月27日）を踏襲している。最高裁判決とは、小学校の女教師（音楽科担当）が卒業式で国歌斉唱の伴奏命令を拒否し、戒告処分を受けた事件について、伴奏命令は、思想・信条の自由を違反しないと判示した判決である。

この判決で、最高裁は、思想・信条の自由を侵害するかどうかの判定基準として、3つの要件を示した。3つの要件とは、特定の思想を強制しているか、特定の思想を禁止しているか、特定の思想

を有することの告白を強要しているかの、3点である。ただし、最高裁判決は、ピアノ伴奏命令についての判断であったため、起立命令についても上記の基準をクリアできるかどうか問題とされていた。

最高裁判決の後、起立命令の是非について、福岡高裁判決（平成19年12月16日）、広島地裁判決（平成20年2月26日）、今回の横浜地裁判決の3つの判決が出されたが、いずれも最高裁判決の判断基準を踏襲し、起立命令は思想の強制、禁止、告白に当たらないと判示している。起立命令が適法であることは、判例上確立したといえよう。

あと1つ、東京高裁で同じく起立命令の是非を問う訴訟が審理中であるが（地裁段階では起立命令を思想・信条の自由を反するとした）、これも最高裁判決を踏襲して逆転判決となるだろう。

教員は率先して範を示すべきだ

一般市民が国歌斉唱時に自己の信念から、起立しなかったり、斉唱しなかったりすることは、社会的マナーに反するとはいえ、思想・信条の自由として許容される。

しかし、公立学校の教員が、国歌斉唱時に起立しないのは、公教育において教員が担うべき国旗・国歌の指導を拒否することで、一般市民のそれとは根本的に意味が違う。範を示すべき教員が、国旗・国歌に反対しては、子どもたちが自国の国旗・国歌はもちろん、他国の国旗・国歌を尊重する態度を学ぶことはできないからだ。教員は率先して、国旗・国歌を尊重する態度を示す必要がある。

ほんのひと握りとはいえ、公立学校の教員が自国の国旗・国歌に反対するという異常な事態は、1日も早く解消しなければならない。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

■最新刊好評発売中！

市川昭午【著】 A5判上製 351頁・定価 3,780円

教育開発研究所

『教育基本法改正論争史—改正で教育はようになる』

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』菱村幸彦【著】 B6判・定価 2,205円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）